

## 第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 3 年度第 1 回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業専門部会議事要旨

開催日時	令和 3 年 9 月 28 日（火） 13 時 53 分～16 時 15 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 人） 石井利江子 木下康代 労働者代表委員（定数 3 人） 大江彰宏 豊田孝次 平塚雄二 使用者代表委員（定数 3 人） 小西哲也 田中秀康 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福間賃金指導官
主要議題	滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使各側委員の主張概要</li> <li style="padding-left: 20px;"><b>労側委員の主張</b></li> <li style="padding-left: 40px;">当該産業は、医療機器・通信機器・空調機器等のコロナ禍の新しい生活を支える基幹産業である。特定最賃は、セーフティネットである地賃と異なり、当該産業の基幹的労働者が対象、また本件は労働協約ケースのため地賃より高い水準であるべき。使用者は助成金制度活用やパートナーシップ構築宣言等の制度を活用すべきであるとして、連合リビングウェイジ、労働協約による 10 組合の平均企業内最低賃金額に基づき、大幅な引上げ額を提示。</li> <li style="padding-left: 20px;"><b>使側委員の主張</b></li> <li style="padding-left: 40px;">新型コロナウイルスの影響により、中小零細企業に大きな影響が出ている状況が続いている。地賃時の 28 円引上げや目安には何ら根拠が認められないことから現在でも納得していない。したがって、引上げ額 28 円をベースとして話し合うつもりはない。特定(産業別)最賃の引上げは、民事的な効力があり、中小零細企業には、大きな負担となる。6 月速報の鉱工業指数や有効求人倍率の推移等は、前々年(令和元年)同期まで戻り切っていない。助成金制度は期間が限定的なものであり、パートナーシップ構築宣言は全国で 1,500 社、滋賀で 8 社のみ宣言という状況で、中小零細企業が取引価格に上乗せできる状況には至っていない。したがって、本年度の賃金改定状況調査第 4 表産業計 B ランクの賃金上昇率に基づき、引上げ額 1 円を提示する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。</li> <li>・ 次回は専門部会（第 2 回） 令和 3 年 10 月 25 日(月) 14 : 00～</li> </ul>

